

議案第 4 9 号

東近江市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市手数料条例の一部を改正する条例

東近江市手数料条例（平成 1 7 年東近江市条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

合併前の愛東町及び湖東町の区域における浄化槽清掃業の許可に関する事務を市が所管することに伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。